



平成 22 年 7 月 2 日

各 位

会社名 昭和KDE株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 基博
(コード番号：1701 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 内田 大敬
TEL. (03)5985-2630

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議ならびに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしました通り、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記に定義いたします。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記の通りいずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

なお、当社による全部取得条項付普通株式の取得については、取締役会において平成 22 年 8 月 5 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主様をもって、当社が当該株主の有する全部取得条項付普通株式を平成 22 年 8 月 6 日付で取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 400 万分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を当社が交付する株主様として定めることを決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認を頂くため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました(以下の①乃至③を総称して「本定款一部変更等」といいます)。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行できる旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後に、さらに当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議により当社は、株主(当社を除きます。)から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社種類株式を交付いたします。この際株式会社キョウデン(以下「キョウデン」といいます。)以外の株主様に対して交付される当社種類株式数は、1 株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

- (1) 当社定款一部変更(本定款一部変更等のうち①及び②)の承認決議
 - (i) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会の第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会の第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、当社プレスリリースの「定款一部変更の件A」にかかる変更の内容の通りであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの「定款一部変更の件B」にかかる変更の記載の通りです。

(ii) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。これに伴い、本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年8月6日に発生いたします。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

(i) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースにおいてお知らせしました通り、当社が会社法171条及び本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき、4,000,000分の1株の割合をもって交付するものです（かかる割当比率による割当の結果、キョウデン以外の株主様に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定です。）。

(ii) 定款変更の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②を効力発生の条件として、平成22年8月6日に発生いたします。

(iii) 全部取得条項付普通株式の取得時期に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記の通り、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等の①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき、4,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる時には、1株未満の端数の合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社A種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましても、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に130円（キョウデンが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(iv) 取得日

平成22年8月6日といたします。

3. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成22年7月2日から平成22年8月2日までの間、整理銘柄に指定された後、同年8月3日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所において取引することはできません。

4. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年7月2日（金）
A種種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年7月2日（金）
整理銘柄への指定	平成22年7月2日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成22年8月2日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年8月3日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年8月5日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年8月6日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年8月6日（金）

以上